

証券コード 7343
(発送日) 2023年6月14日
(電子提供措置の開始日) 2023年6月7日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿南一丁目5番5号
ブロードマインド株式会社
代表取締役社長 伊 藤 清

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
<https://www.b-minded.com/>



(上記ウェブサイトの上部メニューより「IR情報」「株式情報」を順に選択いただき、「株主総会」の項目をご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】
<https://d.sokai.jp/7343/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ブロードマインド」又は「コード」に当社証券コード「7343」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日（水曜日）午後7時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月29日（木曜日）午前11時
2. 場 所 東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号
渋谷東口ビル 1階 TKPガーデンシティ渋谷 ホールA
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第22期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第22期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役2名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書用紙において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書類のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した本書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする本書面には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
 - ◎本書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2023年6月29日（木曜日）午前11時

書面（郵送）で議決権を行使される場合



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2023年6月28日（水曜日）午後7時到着分まで

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症の出口戦略を模索する中で、我が国と欧米諸国との間で金融政策の歩調が異なること等により金利差が拡大し、円安及び物価上昇が続いた結果、我が国の経済及び家計の見通しは益々不透明さを増しております。

他方で政府により「資産所得倍増プラン」が打ち出されたことを受け、NISAやiDeCoを軸とした資産形成に対するニーズは益々高まりを見せております。

このような環境の下、当社グループに対する相談も多く寄せられ、ライフプランニングを土台に保険・証券・住宅ローン・不動産をワンストップで提供してまいりましたが、当連結会計年度においては、マクロ経済環境の変化等を受け、資産形成商品に関するご相談が増加いたしました。

また、コンサルタントの営業生産性の向上にも注力しており、コンサルタント教育の効率化を軸に、効率的な事業運営に努めてまいりました。

この結果、当連結会計年度における経営成績は、売上高4,324,120千円（前期比19.4%増）、営業利益618,805千円（同25.9%増）、経常利益651,961千円（同26.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益535,117千円（同63.4%増）となりました。

なお、当社グループはフィナンシャルパートナー事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は46,546千円で、その主なものは次のとおりであります。

福岡コールセンター新事務所開設費用	9,475千円
コールセンター向けシステム開発費用（開発継続中）	17,600千円
動画配信システム開発費用	6,000千円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社の連結子会社であったBroad-minded America Properties, Inc.及びBroad-minded Texas, LLCは、2022年9月をもって清算が終了したため、連結の範囲から除外しておりません。

また、当社は、2023年3月29日付で株式会社イノセントの株式を取得し、子会社化いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第19期 (2020年3月期)	第20期 (2021年3月期)	第21期 (2022年3月期)	第22期 (当連結会計年度) (2023年3月期)
売上高(千円)	—	3,281,941	3,622,255	4,324,120
経常利益(千円)	—	423,908	513,630	651,961
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	—	282,870	327,505	535,117
1株当たり当期純利益 (円)	—	61.79	61.91	100.83
総資産(千円)	—	3,680,089	4,064,318	4,626,882
純資産(千円)	—	2,704,048	3,113,090	3,552,217
1株当たり純資産 (円)	—	522.96	590.67	663.49

(注) 1. 当社では、2021年3月期の連結会計年度より連結計算書類を作成しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。

3. 当社は、2020年11月17日開催の取締役会決議により、2020年12月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第20期(2021年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。

4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第21期(2022年3月期)の期首から適用しており、第21期(2022年3月期)以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第19期 (2020年3月期)	第20期 (2021年3月期)	第21期 (2022年3月期)	第22期 (当事業年度) (2023年3月期)
営業収益(千円)	2,935,147	3,125,337	3,184,621	3,531,236
経常利益(千円)	272,071	424,285	402,216	531,597
当期純利益(千円)	169,508	283,642	250,928	630,194
1株当たり当期純利益 (円)	37.09	61.95	47.43	118.74
総資産(千円)	2,823,800	3,526,858	3,709,531	4,431,728
純資産(千円)	1,845,514	2,553,426	2,850,424	3,423,631
1株当たり純資産 (円)	403.76	493.83	540.82	639.47

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。
2. 当社は、2020年11月17日開催の取締役会決議により、2020年12月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。第19期（2020年3月期）の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第21期（2022年3月期）の期首から適用しており、第21期（2022年3月期）以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (千円)	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
M I R A I 株 式 会 社	15,000	100.0%	不動産仲介事業 不動産販売事業
株 式 会 社 イ ノ セ ン ト	3,000	67.0	結婚相談業

- (注) 1. 前連結会計年度において連結子会社であったBroad-minded America Properties, Inc.及びBroad-minded Texas, LLCは、2022年9月をもって清算が終了したため、連結子会社から除外しております。
2. 当社は、2023年3月29日付で株式会社イノセントの株式を取得し、子会社化いたしました。
3. 当事業年度の末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

① 当社グループのサービスの認知度向上

当社グループでは1人でも多くのお客様と接点を持つことが継続的な課題であり、消費者及び提携先等からの認知度を高める必要があると考えております。当社グループの提供価値は、パーソナルファイナンスの領域において、今後もわが国ではより一層求められるものだと考えております。そこで、当社グループの提供価値を、広く適切に伝える必要があると考えております。具体的な対応策として、Webプロモーションを中心とした広告宣伝活動に注力するほか、広報活動を強化してまいります。

② 優秀な人材の確保及び育成

営業部門組織の質・量の拡大を目的に優秀な人材の確保及び育成が継続的な課題であり、採用市場の変化を捉えながら採用手法の多様化を進めることで候補者との接点拡大を図るほか、当社グループ事業の独自性や職場としての魅力を訴求することで採用効率の向上及び定着を図ってまいります。

③ サービスのデジタル化に向けての体制構築

マーケティングやコンサルティング、アフターフォローといった価値提供プロセスのデジタル化が中長期的な戦略の実行を加速させるための重要課題であり、ITやテクノロジーに対し深い知見を有する社外リソース等も柔軟に活用しながら、サービス開発体制の構築を図ってまいります。

(5) **主要な事業内容** (2023年3月31日現在)

当社グループは、フィナンシャルパートナー事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

当社グループが提供する主なサービス別事業は以下のとおりであります。

- ・生命保険の募集による生命保険会社代理店事業
- ・損害保険の募集による損害保険会社代理店事業
- ・金融商品の募集による証券仲介事業
- ・住宅ローンの取次による住宅ローン事業
- ・国内外不動産の取次による不動産仲介事業

(6) **主要な営業所及び工場** (2023年3月31日現在)

① 当社

本 社	東京都渋谷区
大 阪 支 社	大阪府大阪市中央区
名 古 屋 支 社	愛知県名古屋市中区
福 岡 支 社	福岡県福岡市中央区
金 沢 支 社	石川県金沢市

② 子会社

M I R A I 株 式 会 社	東京都渋谷区
株 式 会 社 イ ノ セ ン ト	大阪府大阪市北区

(7) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
フィナンシャルパートナー事業	241 (116) 名	3名増 (37名増)

(注) 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト・パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員を除く。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
236 (113) 名	2名増 (34名増)	36.7歳	6.4年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（アルバイト・パートタイマーを含み、人材派遣会社からの派遣社員を除く。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2023年3月24日開催の取締役会において、損害保険及び生命保険の各代理店事業を営む株式会社セゾン保険サービスの株式取得に係る契約を締結し、2023年4月3日付で同社を持分法適用関連会社とすることを決議いたしました。

内容の詳細につきましては、連結注記表の重要な後発事象に関する注記及び個別注記表の重要な後発事象に関する注記をご参照ください。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2023年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 18,280,000株
- ② 発行済株式の総数 5,478,416株
- ③ 株主数 1,458名
- ④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
伊藤 清	1,541,704株	28.80%
株式会社クレディセゾン	1,000,000	18.68
笹川 治 信	685,000	12.80
吉 橋 正	617,904	11.54
大西 新 吾	220,004	4.11
玉山 洋 祐	109,000	2.04
ブロードマインド従業員持株会	87,800	1.64
日本証券金融株式会社	35,200	0.66
鵜沢 敬 太	33,704	0.63
上 村 浩	33,700	0.63

- (注) 1. 当社は、自己株式を125,107株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く。)	8,416株	4名
社外取締役	-株	-名
監査役	-株	-名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告「2. (3)④ 取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

⑥ その他株式に関する重要な事項

- イ. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は75,000株増加しております。
- ロ. 当社は、取締役 (社外取締役を除く。) 4名に対して譲渡制限付株式の付与のため、2022年8月10日付で普通株式8,416株を発行いたしました。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 5 回 新 株 予 約 権
発行決議日		2018年7月26日
新株予約権の数		1,500個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 150,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		50円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 30,500円 (1株当たり 305円)
権利行使期間		2020年6月1日から 2028年7月30日まで
行使の条件		(注) 1
役員 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く。)	新株予約権の数 1,500個 目的となる株式数 150,000株 保有者数 1名
	社外取締役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名
	監査役	新株予約権の数 -個 目的となる株式数 -株 保有者数 -名

(注) 第5回新株予約権の行使の条件

1. 新株予約権者は、2020年3月期から2024年3月期までのいずれかの期の当社損益計算書（連結損益計算書を作成した場合には、連結損益計算書とする。）における営業利益が、550,000千円を超過した場合にのみ本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用、決算期の変更等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。
2. 本新株予約権者は、本新株予約権を行使する時まで継続して、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、従業員及び顧問であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。
3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 5. 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	伊 藤 清	最高経営責任者
取 締 役	吉 橋 正	ウェルスマネジメント本部長 MIRAI株式会社 代表取締役
取 締 役	大 西 新 吾	ファイナンシャルコンサルティング本部長 リージョナルディベロップメント本部長
取 締 役	鷓 沢 敬 太	ビジネスストラテジー本部長 MIRAI株式会社 取締役 株式会社イノセント 取締役
取 締 役	福 森 久 美	公認会計士及び税理士 公認会計士福森久美事務所 代表 日本ラッド株式会社 社外監査役 株式会社ケアサービス 社外監査役
常 勤 監 査 役	小 林 修 介	MIRAI株式会社 監査役
監 査 役	座 間 陽 一 郎	公認会計士及び税理士 公認会計士・税理士座間陽一郎事務所 代表
監 査 役	浅 田 登 志 雄	弁護士 潮見坂総合法律事務所 パートナー 株式会社SPACE WALKER 社外監査役

- (注) 1. 取締役福森久美氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小林修介氏、座間陽一郎氏及び浅田登志雄氏は、社外監査役であります。
3. 取締役福森久美氏及び監査役座間陽一郎氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役浅田登志雄氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役福森久美氏、社外監査役座間陽一郎氏及び社外監査役浅田登志雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社及びすべての子会社のすべての役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が職務の執行に起因して損害賠償請求を受けた場合において被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	166,172 (3,450)	161,672 (3,450)	—	4,500 (—)	5 (1)
監 査 役 (うち社外監査役)	13,200 (13,200)	13,200 (13,200)	—	—	3 (3)
合 計 (うち社外役員)	179,372 (16,650)	174,872 (16,650)	—	4,500 (—)	8 (4)

(注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「□. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。

ロ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について社外取締役及び監査役へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

(基本方針)

取締役の報酬額の算定にあたっては、社内外から優秀な人材を確保し、業績向上に向けた意識を高めることをコンセプトに、社外公平性と社内公正性の二つを考慮した報酬水準をベースに、前年業績や個人別の貢献度及び責任の範囲を勘案した報酬とし、基本報酬及び譲渡制限付株式報酬で構成する。

ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役報酬の限度額は、2019年6月27日開催の定時株主総会において、年額500,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名であります。

また、上記報酬枠の内枠として、2022年6月29日開催の定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に対する株式報酬の額として年額60,000千円以内、株式数の上限を年30,000株以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は4名であります。

監査役報酬の限度額は、2006年2月28日開催の定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名であります。

二. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長伊藤清に対し、各取締役の報酬額の決定を委任しております。その権限の内容は、役位・役職ごとの基準金額に前年業績や個人別の貢献度及び責任の範囲を勘案したうえで各取締役の基本報酬の額を決定することです。委任した理由は、前年業績やその貢献度及び責任の範囲を勘案して行う各取締役の評価は、代表取締役社長が行うことが適していると判断したためであります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役福森久美氏は、公認会計士福森久美事務所の代表、並びに、日本ラッド株式会社及び株式会社ケアサービスの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・常勤監査役小林修介氏は、子会社であるMIRAI株式会社の監査役であります。
- ・監査役座間陽一郎氏は、公認会計士・税理士座間陽一郎事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役浅田登志雄氏は、潮見坂総合法律事務所のパートナー弁護士及び株式会社SPACE WALKERの社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

・社外取締役

	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 福 森 久 美	当事業年度に開催された取締役会15回のすべてに出席いたしました。出席した取締役会において、公認会計士としての専門的見地からの発言を行うとともに、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役求められる役割・責務を十分に発揮しております。当事業年度においては、コーポレート・ガバナンスの向上のための助言・指導等を行っております。

・社外監査役

	出席状況及び発言状況
監査役 小 林 修 介	当事業年度に開催された取締役会15回、及び監査役会12回のすべてに出席し、長らく保険会社において役員を歴任し培われた豊富な経験・見識、専門的見地からの発言を行っております。
監査役 座 間 陽 一 郎	当事業年度に開催された取締役会15回、及び監査役会12回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役 浅 田 登 志 雄	当事業年度に開催された取締役会15回、及び監査役会12回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 太陽有限責任監査法人

② 報酬等の額 (単位：千円)

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,575
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,575

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容
該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,064,563	流動負債	1,062,752
現金及び預金	2,812,038	未払法人税等	171,665
売掛金	192,688	契約負債	195,288
契約資産	411,942	賞与引当金	175,611
仕掛販売用不動産	560,697	返金負債	154,717
その他	87,207	未払金	223,536
貸倒引当金	△11	その他	141,933
固定資産	562,319	固定負債	11,912
有形固定資産	67,025	長期借入金	4,912
建物	107,139	資産除去債務	7,000
工具、器具及び備品	57,358	負債合計	1,074,664
減価償却累計額	△97,471	(純資産の部)	
無形固定資産	63,180	株主資本	3,544,819
のれん	13,104	資本金	585,063
その他	50,075	資本剰余金	485,063
投資その他の資産	432,113	利益剰余金	2,562,667
投資有価証券	143,018	自己株式	△87,975
繰延税金資産	130,602	新株予約権	325
その他	158,491	非支配株主持分	7,072
資産合計	4,626,882	純資産合計	3,552,217
		負債純資産合計	4,626,882

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,324,120
売上原価	575,796
売上総利益	3,748,324
販売費及び一般管理費	3,129,519
営業外収益	618,805
受取利息	22
匿名組合投資利益	31,626
為替差益	640
その他	2,284
営業外費用	34,573
支払利息	501
株式交付費	606
リース解約損	309
経常利益	1,417
特別利益	651,961
関係会社清算益	114,052
特別損失	114,052
減損損失	1,727
事務所移転費用	3,989
店舗閉鎖損失	1,546
その他	607
税金等調整前当期純利益	7,871
法人税、住民税及び事業税	758,142
法人税等調整額	248,307
当期純利益	△25,282
223,024	223,024
親会社株主に帰属する当期純利益	535,117
	535,117

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,724,337	流動負債	1,001,097
現金及び預金	2,558,026	未払金	214,582
売掛金	190,403	未払法人税等	138,358
契約資産	411,942	契約負債	195,288
前払費用	29,886	預り金	27,914
未収収益	3,264	保険料預り金	29,863
関係会社短期貸付金	27,500	賞与引当金	173,344
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	471,000	返金負債	154,717
その他	32,313	その他	67,027
固定資産	707,391	固定負債	7,000
有形固定資産	67,025	資産除去債務	7,000
建物	107,139	負債合計	1,008,097
工具、器具及び備品	57,358		
減価償却累計額	△97,471	(純資産の部)	
無形固定資産	50,740	株主資本	3,423,306
のれん	664	資本金	585,063
商標権	11,889	資本剰余金	485,063
ソフトウェア	18,001	資本準備金	485,063
その他	20,185	利益剰余金	2,441,153
投資その他の資産	589,624	その他利益剰余金	2,441,153
投資有価証券	143,018	繰越利益剰余金	2,441,153
関係会社株式	68,300	自己株式	△87,975
出資金	10	新株予約権	325
関係会社長期貸付金	96,000	純資産合計	3,423,631
長期前払費用	6,453		
繰延税金資産	126,720	負債純資産合計	4,431,728
その他	149,122		
資産合計	4,431,728		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
営業収益	3,531,236
営業費用	3,043,509
営業利益	487,726
営業外収益	
受取利息	7,021
匿名組合投資利益	31,626
為替差益	443
その他	5,694
営業外費用	
株式交付費	606
リース解約損	309
経常利益	531,597
特別利益	
関係会社清算益	286,975
特別損失	
減損損失	1,727
事務所移転費用	3,989
店舗閉鎖損	1,546
その他	607
税引前当期純利益	810,701
法人税、住民税及び事業税	202,487
法人税等調整額	△21,980
当期純利益	630,194

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

ブロードマインド株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	岩 崎	剛	Ⓔ
業務執行社員				
指定有限責任社員	公認会計士	下 川	高 史	Ⓔ
業務執行社員				

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ブロードマインド株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブロードマインド株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月18日

ブロードマインド株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任 社員	公認会計士	岩 崎	剛 ㊟
業務執行社員			
指定有限責任 社員	公認会計士	下 川	高 史 ㊟
業務執行社員			

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ブロードマインド株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月19日

ブロードマインド株式会社 監査役会
常勤社外監査役 小林 修介 ㊟
社外監査役 座間 陽一郎 ㊟
社外監査役 浅田 登志雄 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社では、中長期的な企業価値向上と株主への適切な利益還元の双方を図ることを重要な経営課題として認識しており、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、配当性向30%を目指し、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記方針に基づき普通配当を22円とするとともに、創業満20年を迎えたことを記念して、1株当たり2円の記念配当を加え、計24円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金24円（普通配当22円／記念配当2円）
総額 128,479,416円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社及び当社子会社の事業内容の拡大及び今後の事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）に目的事項の追加を行い、号文の新設に伴い号数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
第2条（目的）	第2条（目的）
1. ～25.	1. ～25.
（新 設）	<u>26. 金融教育業</u>
（新 設）	<u>27. 電気通信事業</u>
（新 設）	<u>28. ポータルサイト、メディア運営業</u>
（新 設）	<u>29. 第二種金融商品取引業</u>
（新 設）	<u>30. 結婚相談業、婚活関連事業</u>
<u>26. ～27.</u>	<u>31. ～32.</u>
（条文省略）	（現行どおり）

第3号議案 取締役2名選任の件

経営体制の強化を図るため取締役2名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任されます取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

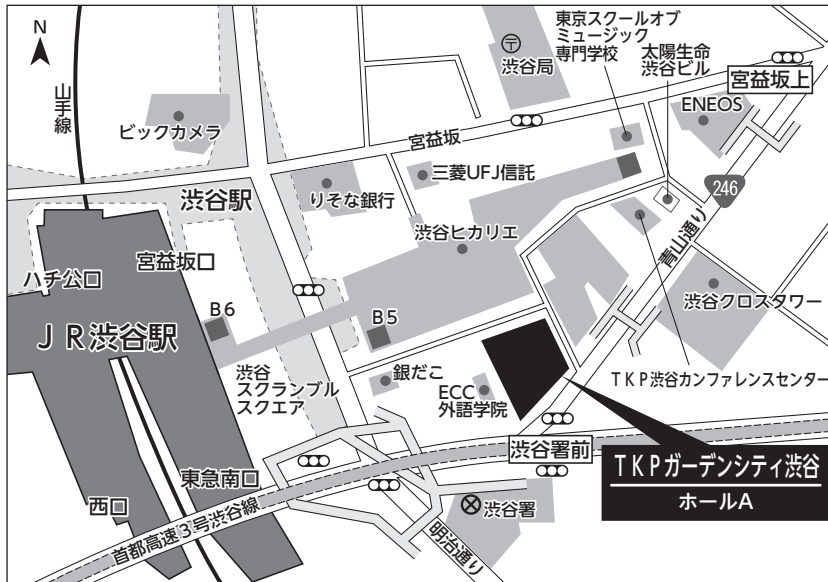
候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	おかもと こうじ 岡本 功治 (1978年1月22日)	1996年4月 株式会社エフ・エム入社 1999年4月 有限会社インテル入社 2003年4月 有限会社ウェルクラフト入社 2007年11月 当社入社 2010年4月 当社東日本統括部マネジャー 2013年4月 当社本社営業部シニアマネジャー 2014年4月 当社大阪支社 2015年4月 当社大阪支社ゼネラルマネジャー 2017年4月 当社本社営業部 2018年4月 当社本社営業部 執行役員 2022年4月 当社ファイナンシャルコンサルティング 本部長 (現任)	30,000株
2	たかはし なおき 高橋 直樹 (1950年8月5日)	1974年4月 株式会社富士銀行 (現、株式会社みずほ フィナンシャルグループ) 入行 2003年4月 株式会社みずほコーポレート銀行 (現、 株式会社みずほ銀行) 執行役員 大阪営 業第二部長 2004年4月 同行常務執行役員 営業担当役員 2005年4月 株式会社クレディセゾン入社 顧問 2005年6月 同社常務取締役 2007年3月 同社戦略本部長 2010年3月 同社専務取締役 2011年3月 同社代表取締役専務 2012年3月 同社クレジット事業部長 2016年3月 同社代表取締役副社長 2020年3月 同社代表取締役 (兼) 副社長執行役員 CHO (現任)	一株
<p>【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】 高橋直樹氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は会社経営について豊富な知見を有しており、当該知見を活かして取締役の職務執行に対する監督、助言等を頂くことを期待したためであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はございません。
2. 高橋直樹氏は、社外取締役候補者であります。
3. 高橋直樹氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が負担することになる損害賠償金及び争訟費用等を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区渋谷二丁目22番3号 渋谷東口ビル 1階
TKPガーデンシティ渋谷 ホールA
電話番号 03-6418-1073



- 交通 ● JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン「渋谷」駅
東口より徒歩3分
- 東京メトロ銀座線・半蔵門線・副都心線「渋谷」駅
B5番出口より徒歩2分
- 東急東横線・田園都市線「渋谷」駅
ヒカリエ方面連絡通路より徒歩3分
- 京王井の頭線「渋谷」駅
中央口より徒歩6分